

佐賀県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年九月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市相知町田頭字大辰一一六六、一一七五、一一七九の一から一一七九の三まで、一一八〇、一一八一の一、一一九二、一一九三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

唐津市相知町田頭字大辰一一六六、一一七九の二、一一七九の三、一一九二、一一九三の一

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）